

- Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項
- 3. 発注体制の強化等 3-2 発注者間の連携強化

【指針本文】

3-2 発注者間の連携強化

(工事・業務成績データの共有化・相互活用等)

技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事・業務成績評定等の円滑な実施に資するため、各発注者間における要領・基準類の標準化・共有化に努めるとともに、その他の入札契約制度に係る要領等についても、その円滑かつ適切な運用に資するため、地域発注者協議会等の場を通じて、各発注者間における共有化に努める。

最新の施工実態や地域特性等を踏まえた積算基準等の各工事や業務への適用が可能となるように、**積算システム等の各発注者間における標準化・共有化**に努める。また、新規参入を含めた事業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行えるよう、各発注者が発注した**工事・業務の内容や成績評定、当該工事・業務を担当した技術者に関するデータの活用**に努める。

工事・業務成績評定については、**評定結果の発注者間の相互利用を促進**するため、各発注者間の連携により**評定項目、評定方法の標準化**を進める。

各発注者は工事・業務の性格等を踏まえ、その成績評定に関する資料のデータベースを整備し、データの共有化を進める。

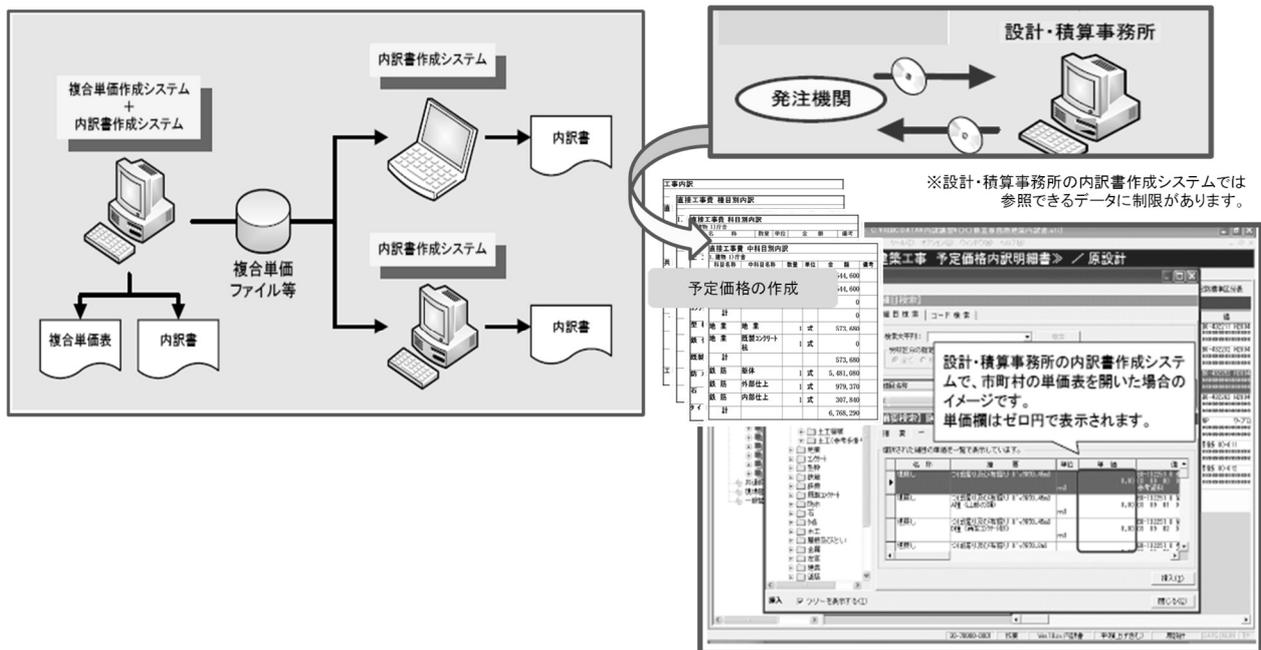
【解説】

○ 積算システム等の各発注者間における標準化・共有化

国土交通省では、発注者間で緊密な連携を図る取組の一つとして、積算システム等の標準化についての検討を進めている。

また、公共建築工事については、国及び地方公共団体において、営繕積算システムを開発し、その活用を推進している。

【営繕積算システムの概要】



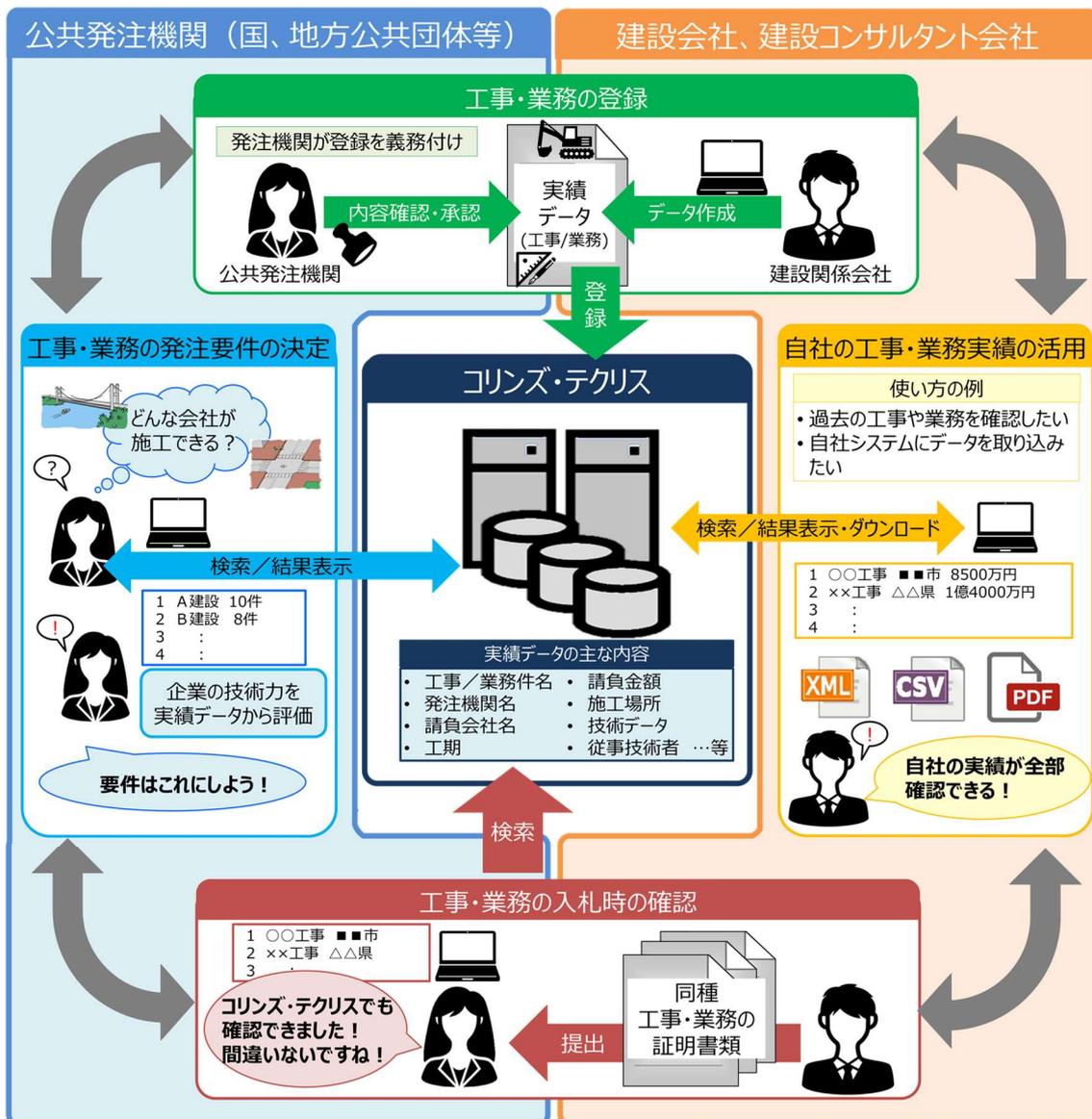
出典) 国土交通省作成資料

○ 工事の内容や成績評価、当該工事を担当した技術者に関するデータの活用

成績評価を発注者間で相互利用するためのツールとして、工事・業務実績情報に関するデータベースがある。その一例として、一般財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）が運営するシステム（コリンズ・テクリス[※]）があり、その概要は以下のとおりである。

建築関係の設計業務については、一般社団法人公共建築協会が運営する公共建築設計者情報システム（PUBDI S）がある。

【コリンズ・テクリスの概要と流れ】



【コリンズ・テクリスの概要と流れ】(つづき)

登録の概要

システム	コリンズ (CORINS) CQnstruction Records INformation System (工事実績情報システム)	テクリス (TECRIS) TEchnical Consulting Records Information System (業務実績情報システム)
工事・業務	公共機関等の発注する工事	公共機関等の発注する調査設計、地質調査、補償コンサルタント、測量、発注者支援等の業務 ※建築設計業務は対象外
請負金額	500万円以上(税込)	100万円以上(税込)
技術者	現場代理人、監理技術者、主任技術者、担当技術者等(全15名まで)	管理(主任)技術者、照査技術者、担当技術者等(全10名まで)
登録種別	受注登録、変更登録、竣工登録	契約登録、変更登録、完了登録
データの保存・提供期間	1996(平成8)年度竣工以降	1999(平成11)年度完了以降

企業の登録件数

企業の登録件数(2019年3月末現在)

	会社数	登録件数	技術者数
コリンズ	154,000	5,478,000	—
テクリス	15,000	1,987,000	—
合計	169,000	7,465,000	1,820,000

発注機関の利用機関数

発注機関の利用機関数(2019年5月末現在)

利用機関	コリンズ	テクリス	JCIS	合計利用機関数
国の機関	24	20	5	30
独立行政法人等	62	9	1	65
都道府県等	50	64	28	68
政令指定都市等	14	23	13	26
市区町村等	854	661	230	1,045
その他	30	30	2	39
合計	1,034	807	279	1,273

- 「JCIS」は、JACIC-CE協議会が運営している発注者支援データベース・システムです。
- 「合計利用機関数」は、コリンズ・テクリス・JCISを複合利用している場合は、1機関としています。
- 「都道府県等」、「政令指定都市等」、「市区町村等」には、公社や一部事務組合等を含みます。

【コリンズ・テクリスの概要と流れ】(つづき)

コリンズ・テクリスでできること

受注企業の皆様は、公共機関から受注した「工事や業務の実績データ」、「企業の情報」、「技術者の情報」を登録することができます。また、登録した実績データを自社で活用することができます。

企業情報の登録	企業の本社所在地、事業所などの登録・管理
実績データの登録	公共発注機関から受注した工事・業務実績の作成・登録
技術者情報の登録	所属している技術者の情報の登録・管理
自社実績データの活用	登録した自社実績データを自社で活用

コリンズとテクリスの違い

コリンズ・テクリスは、発注機関から受注した契約の内容が「工事の契約」か「業務の契約」によりコリンズ・テクリスに分かれています。利用申込みも異なりますのでお手続き前に必ずご確認ください。

利用するシステム	コリンズ (CORINS) CO ⁿ struction R ^e cords I ⁿ formation System (工事実績情報システム)	テクリス (TECRIS) TE ^c hnical C ^o n ^s ulting R ^e cords Information System (業務実績情報システム)
利用対象企業	建設会社 建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む建設会社	土木関係コンサルタント業者、地質調査業者、測量業者、補償関係コンサルタント業者など
受注している契約内容 ※1	工事 公共工事（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、舗装工事など）	業務 調査設計業務、地質調査業務、測量業務、補償コンサルタント業務、発注者支援業務等

※1 「工事」と「業務」の契約は契約名称ではなく、契約の内容になりますので、契約件名のみで判断せずに、契約内容でご判断ください。

データ収集項目数

情報の区分	工事 (コリンズ)	業務 (テクリス)
実績情報	契約データ	請負金額、発注機関情報（発注機関名、担当部署、担当者名など）、設計書コード、契約方式（一般競争、プロボなど）、受注形態（単独、JVなど）、請負者情報（企業名、事業所など）
	工事・業務データ	工事件名、工期、JV構成企業情報（企業名、出資比率）、入札参加資格区分
	技術データ	業務件名、履行期間、主な業務の内容
	技術者データ	施工場所、施工場所規制等（交通規制有無、夜間工事有無など）、工事概要
企業情報	業務対象地域、国土交通省登録技術者資格対象業務、業務概要	技術分野、業務キーワード
技術者情報	役割（監理技術者、現場代理人など）、技術者情報（ID、氏名など）従事期間、担当工事内容	役割（管理技術者など）、技術者情報（ID、氏名など）従事期間、担当業務内容
企業情報	企業名、法人番号、所在地、事業所情報、各種登録番号（建設業許可番号、建設コンサルタント登録番号、地質調査業者登録番号、等）、資格保有者数	
技術者情報	氏名、生年月日、性別、所属企業、保有資格、継続教育	

出典) 一般財団法人日本建設情報総合センター (J A C I C) HP

- II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項
- 3. 発注体制の強化等 3-2 発注者間の連携強化

○ 評価結果の発注者間の相互利用を促進

国土交通省では、一部の地方整備局において、地方公共団体における工事成績等を活用する取組を実施している。

【自治体評価型総合評価方式（関東地方整備局）】

- (1) 概要
 - 地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業であっても、自治体(都県政令市)の工事成績等により評価できる方式。
- (2) 有効性
 - ・都県政令市の工事成績評定点や表彰を評価し、国実績の無い(少ない)企業の参入を促す。
- (3) 適用評価型式
 - ・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型
- (4) 適用工事種別
 - ・「一般土木」、「As舗装」、「維持修繕」に適用可能
 - ・分任官工事に適用可能
 - ・工事難易度Ⅰ～Ⅱ程度を想定
 - ・表彰制度の無い自治体に注意が必要
- (5) 配点の特徴
 - 【企業の技術力】
 - 1) 工事成績【最大6点】
 - ・都県政令市発注工事の当該工種工事における工事成績評定点(同一機関:2件)の平均点を評価(※国成績を有している企業は、国の成績で評価する)
 - 2) 優良工事等表彰【最大3点】
 - ・都県政令市発注工事において受表彰した知事表彰等の有無を評価
 - 【配置予定技術者の技術力】
 - 1) 同種工事の工事成績【最大7点】
 - ・競争参加資格を満たすことを証明するために提出した都県政令市の工事成績評定点を評価
 - 2) 優秀工事技術者等表彰【最大4点】
 - ・都県政令市発注工事において受表彰した技術者表彰の有無を評価

【配点表(一般土木)】

項目	細目	評価項目例	施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型					
			標準タイプ		地域密着工事型			
			満点	評価点	必須/選択	満点	評価点	必須/選択
(1) 施工計画	簡易な施工計画 ヒアリング	施工上配慮すべき事項 ※施工能力評価型Ⅰ型で適用 配置予定技術者のヒアリング ※必要に応じて実施 ※施工能力評価型Ⅱ型で適用	可/不可 (欠格)	○	○	可/不可 (欠格)	○	○
(2) 企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の工事成績	6	○	○	2	○	○
		②工事成績 (都県政令市の発注工事の成績も対象)	6	○	○	4	○	○
		③工事成績 (減点要素)	0~5	○	○	0~5	○	○
		④優良工事表彰 (都県政令市の表彰も対象)	3	○	○	3	○	○
		⑤事故及び不従実な行為	0~12	○	○	0~12	○	○
	地域精通度 地域貢献度	⑥地域精通度 (近隣地域での施工実績)				2	○	○
		⑦地域精通度 (緊急時の施工体制)				2	○	○
		⑧地域貢献制度 (災害協定)				2	○	○
		⑨地域貢献制度 (災害協定に基づく活動実績)				2	○	○
		自由設定項目	※自由設定項目					
1) 優良下請企業の利用			1	○	1	○	○	
2) 本発注工事の関連分野の技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用			1	○	1	○	○	
3) ICT施工技術の活用 (ICT土工、ICT舗装工、ICT築造工)			1	○	1	○	○	
4) ISO認証取得状況			1	○	1	○	○	
5) 登録基幹技術者等の活用			1	○	1	○	○	
6) 地域貢献度 (災害時の基礎的事業継続力の認定)			1	○	1	○	○	
7) 若手技術者の活用及び資格			2	○	2	○	○	
8) 本発注工事に対応する手持ち工事量			2	○	2	○	○	
9) 「連休2日制適用工事」の施工実績			2	○	2	○	○	
10) 自由項目		1	○	1	○	○		
技術3書の配置 技術予力定	配置予定技術者の能力	⑩同種工事の工事経験	7	○	7	○	○	
		⑪同種工事の工事成績 (資格要件で求めた実績) (都県政令市の発注工事の成績も対象)	7	○	7	○	○	
		⑫優秀工事技術者表彰 (都県政令市の表彰も対象)	4	○	4	○	○	
	自由設定項目	※自由設定項目						
		1) 資格		1	○	1	○	○
自由設定項目	2) 過去の同種工事の工事経験		1	○	1	○	○	
	3) 継続教育(CPD)の取組状況		1	○	1	○	○	
	4) 自由項目		1	○	1	○	○	
合計			40		40			

出典)「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン」(令和元年度版)
(令和元年8月国土交通省関東地方整備局)

【地方整備局内の5県の工事成績を直轄の工事成績と同様に評価する取組（中国地方整備局）】

《地方自治体発注工事の工事成績評価》

◆背景

- ・総合評価落札方式の場合、企業・技術者の実績・成績のウェイトが重いことから、競争に参加できても直轄工事の実績を持たない企業が落札者になることは実質難しい。（公平な競争環境とは言い難い。）
- ・また、地方自治体発注工事でも同種工事の良い成績の実績を持つ企業もあるため、更なる公平性の観点から検討する必要がある。
- ・H24.4～地方自治体発注工事の工事成績（一般土木及び維持修繕）について評価対象としている。
- ・H29年度から、対象工種を拡大（造園工事及び塗装工事を追加）する。
- ・H31年度よりさらなる受注機会拡大の観点から、**対象工種を拡大（電気設備、機械設備、通信設備、受変電設備）**する。

評価方法

- 対象工事：**3億円未満の施工能力評価型（一般土木、維持修繕、造園、塗装、電気設備、機械設備、通信設備、受変電設備）を対象**
- 評価方法：企業の成績 →一般土木工事および維持修繕工事、造園工事、塗装工事、**電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事**の2年間のそれぞれの工種の平均を直轄と同様に評価
（ただし、過去4年溯って、直轄工事の実績がない場合に限る。）
※過去2年間に地方自治体の実績が無い場合は、過去4年間に溯り、直近年度の平均点を評価。
技術者の成績→同種工事の4年間の工事成績を直轄と同様に評価
（ただし、同種工事8年間の直轄工事の実績がない場合に限る。）
- 留意点①：評価は、**工事発注を行う事務所の所在県の発注実績のみとする。**
- 留意点②：過去2ヶ年の県実績データは、企業からの申請資料を確認し評価する。
- 留意点③：各県毎に成績評定の平均点にバラツキや中国地整の平均点と差がある。このため、中国地整と同レベルに補正する必要。よって、申請された評定点に当該係数を乗じ評価する。
* 中国地方各県の係数：岡山県発注工事でH27.12.31以前に完成した工事→1.1倍、その他→1.0倍 **30**

出典)「令和元年度入札・契約手続きの運用」(令和2年1月国土交通省中国地方整備局)

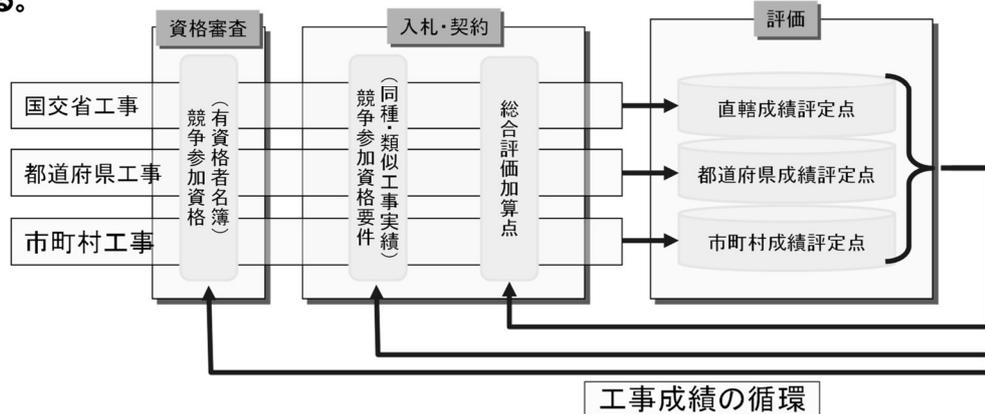
○ 評価項目、評価方法の標準化（工事） 1) 2)

国土交通省では、工事成績評価結果の発注者間（国、地方公共団体等）の相互利用を促進するため、標準化の方法等の詳細について検討しているところである。

【工事成績評価の標準化の目的】

工事成績共有化の目的

○一つの工事の成績評定点が、当該発注者に限らず複数の発注者において共通利用されることにより、工事成績の重要性が増加する。このため、**企業の工事品質に対する向上努力（成績評定点向上のインセンティブ）**が期待され、公共工事の品質確保に向けた好循環が構築される。



○直轄及び都道府県の工事成績評価を市町村が活用可能な環境を整備することにより、**市町村での総合評価方式拡大の動機**となる。又、直轄工事の工事成績評価を都道府県が活用することにより総合評価方式の充実が可能。

○他機関実績を有効に活用することにより、より適切な評価が可能となり、**入札における技術競争がさらに充実する。**

2

出典)「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会 品質確保専門部会（第1回）」（平成19年7月国土交通省）

また、国土交通省では、一部の地方整備局において、市町村等における工事成績評価時の参考となるよう、「小規模（市町村）工事成績評価要領（案）」を作成している。

公共建築工事については、「工事成績評価要領作成指針」をとりまとめ、国、都道府県及び政令市において公共建築工事の成績評価の標準化を図っている。

また、同意する発注者間で工事成績データの共有化を実施している。

○ 成績評価・要領等の標準化（業務） 3) 4)

国土交通省では、厳正かつ的確な評価の実施を図り、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的として委託業務等の成績評価要領を策定している。公共土木工事に係る設計業務等については、現在、標準化の方法等の詳細について検討しているところである。

公共建築工事に係る建築設計等委託業務については、「公共建築設計等委託業務成績評価基準」を各省庁統一の基準として制定するとともに、国、都道府県及び政令市において「建築設計等委託業務成績評価要領作成指針」等を取りまとめ、成績評価の標準化を図っている。また、同意する発注者間で業務成績データの共有化を実施している。

【建築設計等委託業務における成績評定の相互利用機関（令和2年4月1日現在）】

衆議院、参議院、最高裁判所、内閣府、内閣府沖縄総合事務局、法務省、環境省、防衛省、茨城県、京都府、国土交通省

（参考資料）

- 1) 「小規模（市町村）工事成績評定要領（案）」（平成22年2月国土交通省中部地方整備局）
- 2) 「公共建築工事成績評定要領作成指針」（平成19年4月（最終平成21年11月）中央官庁営繕担当課長連絡調整会議、全国営繕主管課長会議）
- 3) 「公共建築設計等委託業務成績評定基準」（平成21年4月国土交通省）
- 4) 「建築設計等委託業務成績評定要領作成指針」（平成19年3月中央官庁営繕担当課長連絡調整会議、全国営繕主管課長会議）

- II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項
- 3. 発注体制の強化等 3-2 発注者間の連携強化

【指針本文】

(発注者間の連携体制の構築)

各発注者は、本指針を踏まえて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等に協力し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る。

また、**地域発注者協議会等を通じて**、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、それを踏まえて、各発注者は発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な**連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。さらに、国土交通省が全国の事務所等に設置している「品確法運用指針に関する相談窓口」を活用し、実務担当者間での意見交換等を実施するための体制を構築する。

【解説】

○ 地域発注者協議会等を通じて連携や調整

各地方ブロック毎に組織されている地域発注者協議会において、発注者間の連携により、様々な取組が実施されているところである。

【関東ブロック発注者協議会の取組】

全国統一指標の調査・公表

発注者が自らの取り組み状況を客観的に把握するため、発注関係事務の重点項目を「**全国統一指標**」として調査し、**結果を公表**。

(H28、H29、H30年度調査結果を公表)

【対象機関】471機関

(国:17機関、特殊法人等:25法人、地方公共団体:1都8県、5政令市、415市区町村)

【重点項目】

○ 予定価格の適正な設定

指標①: 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の対応状況(見積の活用)

指標②: 単価の更新頻度

○ 適切な設計変更

指標③: 設計変更ガイドラインの策定・活用状況

指標④: 設計変更の実施工事率

○ 発注や施工時期の平準化

指標⑤: 平準化率



取組が進む先進自治体を可視化
指標①~③、⑤が各都府県区市町村の平均値より高い自治体を地図上で着色抽出し、わかりやすく公表し、会員と共有。

全国統一指標 <http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000162.html>

発注見通しの統合・公表

H26年度策定の発注関係事務の運用に関する指針では、「各発注者が**連携し発注の見通しを単位等で統合して公表**にするように努める」とされており、**H29.5より四半期ごと**に関東地方整備局で取りまとめを行い**公表**。



発注見通しの統合 <http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000152.html>

発注者間の連携体制の構築

関東ブロック発注者協議会や発注者ナビ等において、市区町村等地方公共団体への**入札・契約制度、発注関係事務の取組等に関する情報提供・講習会等の開催**や、関東地方整備局職員を講師とする**出前講座の開催等、地方公共団体の発注者育成を支援**。

1) 発注者協議会

■ 国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携調整を図るため、地方ブロックごとに組織。

2) 工事検査への臨場

■ 公共工事の品質が十分に確保されるよう、自治体への育成支援の一環として、適正な検査技術の習得を目的に、直轄工事等の工事検査への臨場を実施。

【発注者協議会の体系】



3) 総合評価審査委員の派遣

■ 自治体からの依頼に基づき総合評価審査委員を自治体へ派遣し、総合評価の取り組みを支援。
【平成30年度実績(関東地方整備局)】
○ 関東管内の7都府県に11のべ58名を派遣。
○ 関東管内の9市に対し、のべ12名を派遣。● その他、3団体に3名を派遣。

4) 演習・講習会・出前講座の実施

■ 都府県分科会等において「改正品確法・運用指針」及び総合評価等に関する説明・情報提供の実施。

5) 相談窓口の設置・受付

6) 発注者ナビでの情報配信

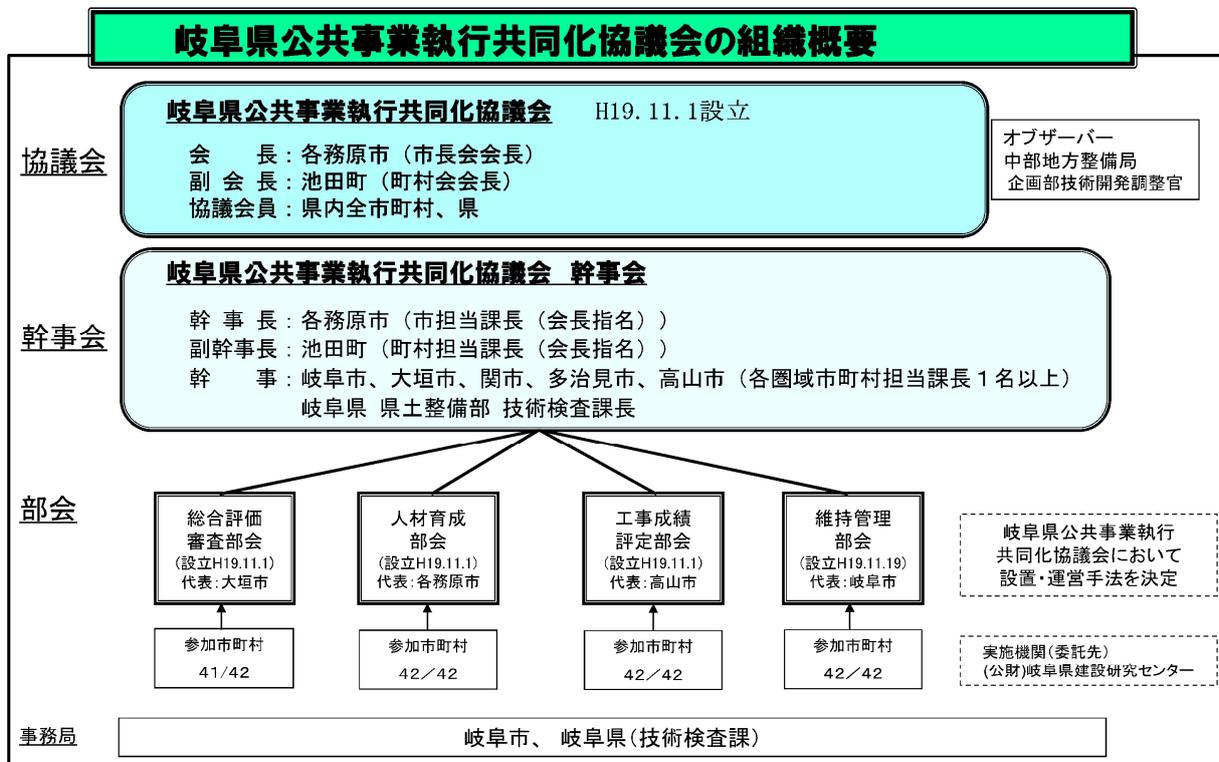
■ 公共工事等の品質確保の推進を支援する、発注者向けのメールマガジン。最近の施策に関する話題や国・自治体等の取組状況を紹介。
■ 関東ブロック発注者協議会の各機関に対するメール配信及びWEBを活用した情報発信(概ね四半期毎に配信)。



出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 建設生産・管理システム部会 (令和元年度 第2回)」(令和2年2月国土交通省)

今回の品確法改正を踏まえて、各施策の更なる推進を図るため、地域発注者協議会において、体制の強化（構成員の役職の格上げ等）や各都道府県毎の協議会の設置などの取組が行われているところである。

【各県毎の協議会の設置（中部ブロック発注者協議会）】



出典)「令和元年度 第1回 中部ブロック発注者協議会」(令和元年7月)

【構成員の役職の格上げ（関東ブロック発注者協議会）】

関東ブロック発注者協議会

品確法改正に向けた動き等を踏まえ、公共工事の品質確保等に向けた取り組みをより一層推進するため、設置要領の第5条第4項の規定に基づき、管内各都県の代表首長（市長、町長、村長）に参加頂き、発注者間の協力体制の強化等を図る

発注者協議会構成委員65機関(68委員)に加え、1都8県の18市町村の首長が参加

発注者協議会構成委員65機関(68委員)

委員	機関	役職
会長	国土交通省	関東地方整備局長
副会長	農林水産省	関東農政局農村振興部長
副会長	茨城県	土木部長
国機関	17機関	部長級
特殊法人等	25機関	部長級
都県	9都県	部長級
政令市	5政令市	局長級
代表区市	9区市 (水戸市、宇都宮市、 前橋市、川口市、船 橋市、新宿区、横須 賀市、甲府市、長野 市)	部長級



参加要請市区町村名	役職
茨城県	土浦市 市長(茨城県市長会会長)
	五霞町 町長(茨城県町村会会長)
栃木県	宇都宮市 市長(栃木県市長会会長)
	茂木町 町長(栃木県町村会会長)
群馬県	太田市 市長(群馬県市長会会長)
	甘楽町 町長(群馬県町村会会長)
埼玉県	熊谷市 市長(埼玉県市長会会長)
	嵐山町 町長(埼玉県町村会会長)
千葉県	鎌ヶ谷市 市長(千葉県市長会会長)
	東庄町 町長(千葉県町村会会長)
東京都	立川市 市長(東京都市長会会長)
	奥多摩町 町長(東京都町村会会長)
神奈川県	厚木市 市長(神奈川県市長会会長)
	湯河原町 町長(神奈川県町村会会長)
山梨県	大月市 市長(山梨県市長会会長)
	鳴沢村 村長(山梨県町村会会長)
長野県	長野市 市長(長野県市長会会長)
	長和町 町長(長野県町村会会長)

令和元年5月29日現在

出典)「令和元年度 関東ブロック発注者協議会」(令和元年5月)

